

4 棚田地域の水利と保全

○仰木の水利と棚田保全

◆棚田とは

棚田とは、一般に山麓や丘陵および扇状地などにおいて自然傾斜を緩和した階段状の水田のことです。統計によれば、棚田は主傾斜20分の1以上の農地の面積が当該地域の全農地面積の2分の1以上を占める地域を指し、滋賀県では全水田の約4.5%、約2,200haが棚田となっています。

棚田は、米を生産するだけでなく、水源の涵養や地すべり防止、生態系の保全など様々な役割を果たしており、県内各地で棚田を保全する活動が進められています。

◆仰木の慣行水利

大津市西部の京都府境にある奥比叡ドライブウェイを北に向かうと、その終着点に大津市仰木があります。仰木には、今でも棚田が多く残っており、写真家の今村光彦氏によって、その景観の美しさが広く知られるようになりました。

仰木の棚田は、標高200mほどの丘陵地に位置しており、主な水利は井堰より取水する河川かんがいと天水に依存し、独特の河川かんがい慣行があります。井堰組織は、「古田

優先」「上流優先」という慣行に沿って運営されるのが一般的ですが、仰木の大半の井堰では、最も下流にある水田の所有者が水管理の責任者「井堰親（いぜおや）」として位置づけられており、井堰の開閉や各水田への水配分の決定、共同作業の管理や召集、水路の点検、経費管理等が任されています。この慣行は井堰親制度と呼ばれており、地域に定着しています。

また、渇水等の水不足の時には、時間を区切って順番に配水する「番水制」がとられることがあります。ここでも、下流から水を入れていく慣行となっています。

井堰親の慣行がいつ始まったかは定かではありませんが、下流側にとっては水利のイニシアチブを握ることができ、上流側は組織運営の事務を免除され、また、下流で発生した水利用問題の解決に関わる必要がなくなるなど、双方にメリットのある仕組みとなっていました。

◆土地改良事業後の井堰親制度の変化

昭和50年代以降、仰木でもほ場整備事業が進められ、整備対象区域では、土地改良区が水利の管理全般を

担うようになりました。その中で、従来の井堰親制度がどのように変化したか見ていきます。

ほ場整備前は、各井堰組織の井堰親が水管理の責任者を務めていました。ほ場整備後は、水管理組織が土地改良区に一本化されました。水路の見回りやため池の開閉などの日常的な水利施設の管理のほか、水路の点検や経理事務の作業など、理事長や水利委員がその役割を担うようになりました。また、田植え前の季節には、土地改良区に加入する組合員農家全員が参加して、水路の掃除や草刈りなどを行います。

一方、整備対象区域の外では、従来の井堰組織が存続しています。土地改良事業の整備対象地と、井堰や集落の範囲が一部異なる場合、例えば、下流の井堰親が土地改良区に編入されたため、従来の井堰組織の井堰親が不在となる事例もありました。この場合、元井堰親が引き続いて井堰組織の責任者を務めたようです。

つまり、ほ場整備が実施された後も、井堰組織による支線の管理と配水は続けられ、幹線を管理する土地改良区との間で、機能と役割が分けられているのです。



▲棚田からの琵琶湖の眺め（大津市）〔提供：滋賀県〕



▲棚田の役割〔提供：滋賀県〕

◆棚田の復活プロジェクト

仰木は、比叡山延暦寺と深いつながりをもった中世荘園制村落です。平安時代からの長い歴史を有し、棚田の景観も維持されてきました。

昭和50年頃からほ場整備が進められることとなり、仰木にも近代化の波が押し寄せました。ほ場整備が行われた棚田は、営農面では非常に便利になりましたが、それまでの棚田の景観は一変しました。

一方、中山間地を中心にはほ場整備の対象外となった農地には、引き続き昔からの棚田の景観が残りましたが、立地や日照などの条件不利地であり、生産性が低い場合が多く、高齢化や獣害被害の影響も受けて維持が困難となり、耕作放棄が拡大してきました。地域で助け合って棚田を守りたくても、現実には厳しい状況にあります。

滋賀県では、誰もが享受する様々な多面的機能を持つ棚田地域を維持する活動を支援するため、「中山間地域等直接支払制度」や、都市住民を交えた棚田地域住民活動を支援する「中山間ふるさと・水と土保全推進事業（棚田基金）」の積み立てを行い、活用してきました。

平成16年には基金を活用し、住民が自ら棚田の保全管理活動に取り



▲仰木の棚田（大津市）[提供：滋賀県]

組む地域と、棚田保全に関心を寄せる人々を結びつける、「しが棚田ボランティア制度」がスタートしました。

仰木の平尾地区では制度を活用し、かつての棚田を守っていこうとする農家有志を中心に、棚田復元プロジェクトが立ち上がりました。多くの人手が必要な作業は、主に都市住民を対象としたボランティアの参加を募り、休耕田の草刈りや電気柵の設置などを行っています。作業参加者には、地域通貨が配られ、棚田米や協賛する温泉の入浴券と交換できる仕組みとなっています。現在は平尾地区の地元農家と都市住民によって「平尾 里山・棚田守り人

の会」が結成され、竹林整備と竹炭作り、棚田オーナーの募集をするなど、活発に活動しています。

また、棚田地域が美しい棚田を将来へ引き継ぐ活動を長く継続するため、棚田保全活動に賛同する企業や個人から寄附金を募る「棚田トラスト制度」も運営されています。寄附金は棚田地域の作業に必要な資材や消耗品の購入費、活動運営に係る経費に使われています。

（参考）

山本早苗（2003）「土地改良事業による水利組織の変容と再編—滋賀県大津市仰木地区の井堰親（いぜおや）制度を事例として」、『環境社会科学研究』9, p.185-201, 環境社会学会

山本早苗（2003）「棚田における水利組織の構成原理と領域保全—滋賀県大津市仰木地区の事例より」、『水資源・環境研究』16, p.21-32, 水資源・環境学会

山本早苗（2006）「都市近郊に残された棚田に賭ける地域住民の活動実践—仰木の棚田復元プロジェクトと地域通貨活動—」、『龍谷大学里山学・地域共生学オープン・リサーチ・センター2005年度年次報告書』.217-235, 龍谷大学里山学・地域共生学オープン・リサーチ・センター

滋賀県農政水産部農村振興課（2014）「棚田って？」

琵琶湖ハンドブック編集委員会編（2012）『琵琶湖ハンドブック改訂版』p.96-97, 内藤正明監修, 滋賀県琵琶湖環境部環境政策課



▲平尾地区の馬蹄形棚田（大津市）[提供：滋賀県]